○甲賀市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年9月29日 告示第62号 改正 平成19年6月27日告示第48号 平成20年9月1日告示第64号 平成21年3月31日告示第30号 平成22年4月1日告示第41号 平成25年10月10日告示第64号

平成27年2月20日告示第7号

(目的)

第1条 この告示は、在宅の障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具 (以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉 の増進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の規定による障害者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項の規定による障害児で市内に住所を有するものをいう。
 - (2) 点字図書 月刊や週刊で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。 (用具の種目及び給付の対象者)
- 第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1種目の欄に掲げる用具とし、用 具の給付の対象者は、同表対象者の欄に掲げる障害者等とする。ただし、次の各 号のいずれかに該当する場合は対象者としない。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により福祉用具の貸与又は購入に係る保険給付を受けることができる場合
 - (2) 障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち、市町村民税所得割の 最多納税者の納税額が46万円以上の場合
- 2 点字図書の給付については、給付の対象者一人につき、年間6タイトル、又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものはこ

の限りではない。

- 3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付は行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - (1) 前回の給付日から再給付の申請をした日までの期間が別表第1の耐用年数欄に規定する年数(以下「耐用期間」という。)を経過していない場合にあっては、修理不能により用具の使用が困難となったとき。
 - (2) 前回の給付日から再給付の申請をした日までの期間が耐用期間を経過している場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 修理不能により用具の使用が困難となったとき。
 - イ 用具の再給付が、部品の交換よりも真に合理的かつ効率的であると認められるとき。
 - ウ 現に給付されている用具を使用し続けたときよりも、操作機能の改善、改 良等を伴う新たな用具を使用した場合に、使用効果が向上すると認められる とき。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする対象者及びその保護者(以下「申請者」という。)は、障害者等日常生活用具給付申請書(<u>様式第1号</u>)又は住宅改修費給付申請書(<u>様式第2号</u>)に別表第2添付書類の欄に掲げる添付書類を添えて、福祉事務所長に申請するものとする。

(給付の決定)

- 第5条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を 行い、速やかに障害者等日常生活用具給付調査書 (様式第3号) を作成し、内容 審査の上、用具の給付の要否を決定するものとする。
- 2 前項の場合において、福祉事務所長は必要に応じて、医師の意見書の提出に加 え、子ども家庭相談センター又は障害者更生相談所等に助言を求めることができ る。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 成17年法律第123号)第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾 病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大 臣が定める程度である者(児童を含む。以下「難病患者等」という。)に対する 給付の要否は、医師の診断書(様式第4号)又は特定疾患医療受給者証の提出に

加え、保健師、障害支援区分認定調査員等による訪問調査、障害支援区分認定調査等により症状の確認を行い判断するものとする。

- 3 福祉事務所長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、障害者等日常生活用具給付決定通知書(様式第5号)又は住宅改修費給付決定通知書(様式第6号)により、その申請を却下した場合には、障害者等日常生活用具(住宅改修費)給付却下決定通知書(様式第7号)をそれぞれ申請者に通知するものとする。
- 4 福祉事務所長は、前項の規定により用具の給付を行うことを決定した場合には、 障害者等日常生活用具給付券(様式第8号)又は住宅改修費給付券(様式第9号。 以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 前条第3項の規定により用具の給付の決定を受けた申請者(以下「給付決定者」という。)は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

- 第7条 給付決定者は、用具の給付に必要な用具の購入に要する費用(以下「購入費用」という。)の100分の10に相当する額(1円未満の端数は切り捨てる。以下「自己負担額」という。)を負担しなければならない。ただし、点字図書については、一般図書の購入価格相当額(以下「図書自己負担額」という。)を負担するものとする。
- 2 同一の月における自己負担額の上限額の算定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第43条の 3の規定を準用する。

(支払い等)

- 第8条 給付決定者は、業者に前条第1項に規定する自己負担額及び図書自己負担額を支払うものとする。
- 2 福祉事務所長は、業者からの請求により、購入費用から前条第1項に規定する 自己負担額を控除した額を業者に支払うものとする。ただし、点字図書の場合は、 点字図書の価格から前条第1項に規定する図書自己負担額を控除した額を支払う ものとする。

(自己負担額の減免又は免除)

第9条 福祉事務所長は、消化器系ストーマ装具、尿路系ストーマ装具、紙おむつ 及び人工内耳用電池の給付決定者が<u>市町村民税均等割課税世帯</u>(給付対象者が1 8歳以上の場合は、給付対象者及びその配偶者を世帯とみなす。)にあっては、 自己負担額の2分の1に相当する額(1円未満の端数は切り捨てる。)を減額す る。

(費用の上限)

第10条 購入費用は別表第1基準額の欄に掲げる金額を上限とする。

(住宅改修費の給付要件)

第11条 住宅改修費の給付は障害者等が現に居住する住宅について行われるもの (借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ、身体の状況、住宅の 状況等を勘案して福祉事務所長が必要と認める場合に給付するものとする。

(用具の管理)

- 第12条 給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、 貸付け又は担保に供してはならない。
- 2 給付決定者は、用具を毀損し、又は滅失したときは、直ちに福祉事務所長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 福祉事務所長は、給付決定者が前2項の規定に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けたときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を弁償させることができる。

(排泄管理支援用具及び人工内耳用電池給付の特例)

- 第13条 福祉事務所長は、障害者等の申請手続の利便を考慮し、排泄管理支援用 具のうち消化器系ストーマ装具、尿路系ストーマ装具、紙おむつ及び人工内耳用 電池の給付については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 暦月を単位として2箇月ごとに給付券1枚を交付する。
 - (2) 別表第1基準額の欄の範囲内で1箇月に必要とする排泄管理支援用具及 び人工内耳用電池に相当する額の2倍(2箇月分)の額を給付券1枚に記載し て交付する。
 - (3) 給付券は、申請1回につき2枚まで一括交付する。
 - (4) 第7条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量 に相当する給付額について行う。

(給付台帳の整備)

第14条 福祉事務所長は、用具の給付の状況を明確にするため障害者等日常生活 給付台帳(様式第10号)、及び甲賀市点字図書給付台帳(様式第11号)を整 備するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(甲賀市障害者(児)日常生活用具給付等実施要綱の廃止)

2 甲賀市障害者(児)日常生活用具給付等実施要綱(平成16年甲賀市告示第8 3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の日の前日までに、甲賀市障害者(児)日常生活用具給付等実施要綱 (平成16年甲賀市告示第83号)の規定によりなされた処分、手続きその他の 行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成19年告示第48号)

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

付 則(平成20年告示第64号)

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

付 則(平成21年告示第30号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年告示第41号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成25年告示第64号)

この告示は、平成25年10月15日から施行する。

付 則(平成27年告示第7号)

この告示は、平成27年2月20日から施行する。

別表第1 (第3条、第10条、第13条関係)

区	種目	品目	対象者	性能	耐用		基	準智	領
分					年数				
給	介	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2	腕、脚等の訓練	8年	1	5 4	1,	0 0
付	護・訓		級以上の者又は難病患者	のできる器具を					0 円
	練支		等であって、寝たきり状	付帯し、原則と					
	援用		態にある者。ただし、こ	して使用者の頭					
	具		の告示による訓練用ベッ	部及び脚部の傾					
			ドの給付を受けた者は給	斜角度を個別に					
			付の対象としない。	調整できる機能					
				を有するもの。					
給	介	特殊マッ	療育手帳の障害の程度が	褥瘡の防止又は	5年	1	9,	6	0 0
付	護・訓	<u>۲</u>	重度以上、下肢又は体幹	失禁等による汚					円
	練支		機能障害1級(常時介護	染又は損耗を防					
	援用		を要する者に限る。)の	止できる機能を					
	具		者(原則として3歳以上)	有するもの。					
			又は難病患者等であって						
			寝たきりの状態にある者						
給	介	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1	尿が自動的に吸	5年	6	7,	0	0 0
付	護・訓		級(常時介護を要する者	引されるもの					円
	練支		に限る。)の者(原則と	で、障害者等又					
	援用		して学齢児以上)又は難	は介護者が容易					
	具		病患者等であって、自力	に使用し得るも					
			で排尿できない者	Ø,					
給	介	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2	障害者等を担架	5年	8	2,	4	0 0
付	護・訓		級以上(入浴に当たって、	に乗せたままり					円
	練支		家族等他人の介護を要す	フト装置により					
	援用		る者に限る。)の者(原	入浴させるも					
	具		則として3歳以上)	Ø,					
給	介	体位変換	下肢又は体幹機能障害2	介助者が障害者	5年	1	5,	0	0 0

付	護・訓	哭	_ 級以上(下着交換等に当	空の休位を亦換						円
1.1	練支		たって、家族等他人の介							1 1
	援用									
			助を要する者に限る。)							
	具			<i>の</i> 。						
			以上)又は難病患者等で							
			あって寝たきりの状態に							
			ある者 							
給	介	移動用リ	下肢又は体幹機能障害2	介護者が障害者	4年	1	5	9,	0	0
付	護・訓	フト	級以上の者(原則として	等を移動させる					0	円
	練支		3歳以上)又は難病患者	に当たって、容						
	援用		等であって下肢又は体幹	易に使用し得る						
	具		機能に障害のある者	もの。ただし、						
				天井走行型その						
				他住宅改修を伴						
				うものを除く。						
給	介	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2	原則として附属	5年	3	3	. 1	. 0	0
付	護・訓	(児の	 級以上の者(原則として	のテーブルを付						円
	練支	み)	3歳以上の児童)	けるものとす						
	援用			る。						
	具									
給	介	訓練用べ		腕又は脚の訓練	8年	1	5	9,	2	0
付	護・訓	ッド	 級以上の者(原則として	ができる器具を					0	円
	練支		 学齢児以上の児童)又は	備えたもの						
	援用		 難病患者等であって下肢							
	具		又は体幹機能に障害のあ							
			る者							
給	自立	入浴補助	**	入浴時の移動、	8年	9	0	. (0 (0
付		,	児であって、入浴に介護		<u>'</u>		- ;		J	円
1 1	支援		を必要とする者(原則と							, 1
	^ 1X			「		<u> </u>				

	用具		して3歳以上)又は難病	補助でき、障害			
			患者等であって入浴に介	者等又は介助者			
			助を要する者	が容易に使用し			
				得るもの。ただ			
				し、設置に当た			
				り住宅改修を伴			
				うものを除く。			
給	自立	便器	下肢又は体幹機能障害2	障害者等が容易	8年	4, 4	50円
付	生活		級以上の者(原則として	に使用し得るも		(手す	りつ
	支援		学齢児以上)又は難病患	の。(手すりを		きの場	给 合5,
	用具		者等であって常時介護を	つけることがで		4 0 0	円)
			要する者	きる。)ただし、			
				取替えに当たり			
				住宅改修を伴う			
				ものを除く。			
給	自立	頭部保護	平衡機能又は下肢若しく	ヘルメット型	3年	(ア)	1
付	生活	帽	は体幹機能障害を有して	で、転倒の際に		5,	2 0 0
	支援		いる者、又は療育手帳の	頭部を保護でき		円	
	用具		障害程度が重度以上の者	る性能を有する		(1)	3
			で、転倒等により頭部を	もの		6,	7 5 0
			強打する恐れのある者	(ア) スポン		円	
				ジ、革を主材			
				料にするもの			
				(イ) スポン			
				ジ、革、プラ			
				スチックを主			
				材料とするも			
				0)			
給	自立	T字状·棒	平衡機能又は下肢若しく	障害者等が容易	3年	3, 0	00円

付	生活	状のつえ	は体幹機能に障害を有	に使用し得るも			
	支援		し、移動等において介助	の。			
	用具		を必要とする者				
給	自立	移動・移	平衡機能又は下肢若しく	おおむね次のよ	8年	60,	0 0 0
付	生活	乗支援用	は体幹機能に障害を有	うな性能を有す			円
	支援	具	し、家庭内の移動等にお	る手すり、スロ			
	用具		いて介助を必要とする者	ープ等であるこ			
			(原則として3歳以上)	と。			
			又は難病患者等であって	(ア) 障害者			
		-	下肢が不自由な者	等の身体機能			
				の状態を十分			
				踏まえたもの			
				であって、必			
				要な強度と安			
				定性を有する			
				もの。			
				(イ) 転倒予			
				防、立ち上が			
				り動作の補			
				助、移乗動作			
				の補助、段差			
				解消等の用具			
				とする。ただ			
				し、設置に当			
				たり住宅改修			
				を伴うものを			
				除く。			
給	自立	特殊便器	療育手帳の程度が重度以	足踏ペダルにて	8年	1 5 1	, 20
付	生活	_	上で訓練を行っても自ら	温水温風を出し			0 円

	支援		 排便後の処理が困難な者	得るもの。ただ			
	用具		 及び上肢障害 2 級以上の	し、取替えに当			
			者(原則として学齢児以	たり住宅改修を			
			 上)又は難病患者等であ	伴うものを除			
			って上肢機能に障害のあ	<.			
			 る者				
給	自立	火災警報	療育手帳の程度が重度以	室内の火災を煙	8年	15,	5 0 0
付	生活	器	上又は身体障害者手帳の	又は熱により感			円
	支援		障害等級2級以上若しく	知し、音又は光			
	用具		は精神障害者保健福祉手	を発し屋外にも			
			帳の障害等級1級(火災	警報ブザーで知			
			発生の感知及び避難が著	らせ得るもの。			
			しく困難な障害者のみの				
			世帯及びこれに準ずる世				
			帯)				
給	自立	聴覚障害	聴覚障害3級以上の者で	(ア) 火災警	1 0	46,	8 0 0
付	生活	者用火災	火災発生の感知が著しく	報器 室内の	年		円
	支援	警報器	困難な者	火災を煙又は			
	用具			熱により感知			
				したときに音			
				及び光を発			
				し、火災警報			
				信号送信機に			
				信号を送るこ			
				とができるも			
				0)			
				(イ) 火災警			
				報信号送信機			
				及び火災警報			

信号受信機火 災警報器の警 報を感知し、 信号を送信で きる送信機及 びその信号を 受信し、光又 は振動等によ り周りに危険 を知らせるこ とができる受 信機(送信機 は警報器に内 臓されている ものも含む。) 火災警報器に 接続可能な屋 内信号装置の 給付を受けて いる者が当該 用具の給付を 受けるとき は、火災警報 器のみの給付 とする。ただ し、この告示 による火災警 報器の給付を 受けた者は給 付の対象とし

				ない。			
給	自立	自動消火	療育手帳の程度が重度以	(ア) 室内温	(ア)	(ア)	2
付	生活	器	上又は身体障害者手帳の	度の異常上昇	8	8,	7 0 0
	支援		障害等級2級以上若しく	又は炎の接触	年	円	
	用具		は精神障害者保健福祉手	で自動的に消	(1)	(イ)	1
			帳の障害等級1級(火災	化液を噴射	5	8,	9 0 0
			発生の感知及び避難が著	し、初期火災	年	円	
			しく困難な障害者のみの	を消火し得る			
			世帯及びこれに準ずる世	もの。			
			帯)又は難病患者等であ	(イ) 地震等			
			って火災発生の感知及び	による揺れを			
			避難が著しく困難な難病	感知し、ガス			
			患者等のみの世帯及びこ	コンロの火を			
			れに準ずる世帯((ア)	自動的に消火			
			のみ)	するもの (地			
				震感知安全装			
				置)。			
				※重複給付可			
給	自立	電磁調理	療育手帳の程度が重度以	障害者等が容易	6年	41,	0 0 0
付	生活	器	上で18歳以上の者、視	に使用し得るも			円
	支援		覚障害2級以上(盲人の	\mathcal{O}_{\circ}			
	用具		みの世帯及びこれに準ず				
			る世帯)				
給	自立	歩行時間	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容	1 0	7, 0	0 0 円
付	生活	延長信号	(原則として学齢児以	易に使用し得る	年		
	支援	機用小型	上)	もの。			
	用具	送信機					
給	自立	聴覚障害	聴覚障害者2級(聴覚障	音、声音等を視	1 0	8 7,	4 0 0
付	生活	者用屋内	害者のみの世帯及びこれ	覚、触覚等によ	年		円

	支援	信号装置	 に準ずる世帯で日常生活	り知覚できるも				
	用具		 上必要と認められる世	の。				
			帯)					
給	在宅	透析液加	腎臓機能障害3級以上で	透析液を加温	5年	51,	5 0	0
付	療養	温器	自己連続携行式腹膜灌流	し、一定温度に				円
	等支		法(CAPD)による透析療	保つもの。				
	援用		法を行う者(原則として					
	具		3歳以上)					
給	在宅	ネブライ	呼吸器機能障害3級以上	障害者等が容易	5年	36,	0 0	0
付	療養	ザー(吸	又は同程度の身体障害者	に使用し得るも				円
	等支	入器)	であって、必要と認めら	の。				
	援用		れる者(原則として学齢					
	具		児以上)又は難病患者等					
			であって呼吸器機能に障					
			害のある者					
給	在宅	電気式た	呼吸器機能障害3級以上	障害者等が容易	5年	56,	4 0	0
付	療養	ん吸引器	又は同程度の身体障害者	に使用し得るも				円
	等支		であって、必要と認めら	の。				
	援用		れる者又は難病患者等で					
	具		あって呼吸器機能に障害					
			のある者					
給	在宅	酸素ボン	医療保険における在宅酸	障害者等が容易	1 0	17,	0 0	0
付	療養	ベ運搬車	素療法を行う者(原則と	に使用し得るも	年			円
	等支		して学齢児以上)	の。				
	援用							
	具							
給	在宅	盲人用体	視覚障害2級以上(盲人	視覚障害者が容	5年	9, 0	0 0	円
付	療養	温計(音	のみの世帯及びこれに準	易に使用し得る				
	等支	声式)	ずる世帯)	もの。				

	援用								
	具								
給	在宅	盲人用体	視覚障害2級以上(盲人	視覚障害者が容	5 年	1	8,	0	0 0
付	療養	重計	のみの世帯及びこれに準	易に使用し得る					円
	等支		ずる世帯)	もの。					
	援用								
	具								
給	情	携帯用会	音声機能若しくは言語機	携帯式で、こと	5年	9	8,	8	0 0
付	報・意	話補助装	能障害者又は肢体不自由	ばを音声又は文					円
	思疎	置	者であって、発声・発語	章に変換する機					
	通支		に著しい障害を有する者	能を有し、障害					
	援用		(原則として学齢児以	者等が容易に使					
	具		上)	用し得るもの。					
給	情	情報・通	上肢機能障害又は視覚障	障害者等がコン	5 年	1	0 (),	0 0
付	報・意	信支援用	害2級以上の者	ピュータを使用					0 円
	思疎	具		する場合に必要					
	通支			となる周辺機					
	援用			器、アプリケー					
	具			ションソフト等					
				(本体除く)					
給	情	点字ディ	視覚障害及び聴覚障害の	文字等のコンピ	6 年	3	8 3	3,	5 0
付	報・意	スプレイ	重度重複障害者(原則と	ュータの画面情					0円
	思疎		して視覚障害2級以上か	報を点字等によ					
	通支		つ聴覚障害2級)の者(原	り示すことので					
	援用		則として学齢児以上)	きるもの。					
	具								
給	情	点字器	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容	標準	1	0,	4	0 0
付	報・意			易に使用し得る	型				円
	思疎			もの。	7年				

	_ 通支				携帯	$ _{7}$.	6	2 C) C) 円
	援用				用 用	,		_		, ,
	具				5 年					
給		点字タイ		 視覚障害者が容	5 年	6 3	3,	1	. C	0
付	報・意	プライタ	 (本人が就労若しくは就	易に使用し得る						円
	思疎	_	 学しているか又は就労が	もの。						
	通支		 見込まれる者に限る。)							
	援用									
	具									
給	情	視覚障害	 視覚障害者(児)であっ	音声等により操	6 年	録音	新 青	再点	巨杉	幾
付	報・意	者用ポー	て必要と認められる者	作ボタンが知覚		8 9	θ,	8	C	0 (
	思疎	タブルレ	(原則として学齢児以	又は認識でき、						円
	通支	コーダー	 上)ただし、録音再生機	かつ、DAISY方式		再	ΕĪ	專月	月核	送
	援用		 については視覚障害2級	による録音並び		3 6	3,	7	5	5 0
	具		以上に限る。	に当該方式によ						円
				り記録された図						
				書の再生が可能						
				な製品であって						
				視覚障害者が容						
				易に使用し得る						
				もの。						
給	情	視覚障害	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一	6 年	1	1	5,	C	0 (
付	報・意	者用活字	(原則として学齢児以	紙面上に記載さ					C) 円
	思疎	文書読上	上)	れた当該文字情						
	通支	げ装置		報を暗号化した						
	援用			情報を読み取						
	具			り、音声信号に						
				変換して出力す						
				る機能を有する						

1	l	Ī	I	1		ı			ĺ
				もので、視覚障					
				害者が容易に使					
				用し得るもの。					
給	情	視覚障害	視覚障害者であって、本	画像入力装置を	8年	1 :	9 8	,	0 0
付	報・意	者用拡大	装置により文字等を読む	印刷物等の上に					0 円
	思疎	読書器	ことが可能になる者(原	置くことで、簡					
	通支		則として学齢児以上)	単に拡大された					
	援用			画像(文字等)					
	具			をモニターに映					
				し出せるもの。					
給	情	盲人用時	視覚障害2級以上の者。	視覚障害者が容	5年	触言	売式		
付	報・意	計	なお、音声時計は、手指	易に使用し得る		1 (Ο,	3	0 0
	思疎		の触覚に障害がある等の	もの。					円
	通支		ため触読式時計の使用が			音記	売式		
	援用		困難な者を原則とする。			1 :	3,	3	0 0
	具								円
給	情	聴覚障害	聴覚障害者又は発声・発	一般の電話に接	5年	7	1,	0	0 0
付	報・意	者用通信	 語に著しい障害を有する	続することがで					円
	思疎	装置	者であって、コミュニケ	き、音声の代わ					
	通支		ーション、緊急連絡等の	りに、文字等に					
	援用		手段として必要と認めら	より通信が可能					
	具		れる者(原則として学齢	な機器であり、					
			児以上)	障害者等が容易					
				に使用できるも					
				の。					
給	情	聴覚障害	聴覚障害者であって、本	字幕及び手話通	6年	8 8	8,	9	0 0
付	報・意	者用情報	と 装置によりテレビの視聴	訳付きの聴覚障					円
	思疎	受信装置	が可能になる者	害者用番組並び					
	通支			にテレビ番組に					
	l	1	I	ı		1			

	援用			 字幕及び手話通					
	具			訳の映像を合成					
				したものを画面					
				 に出力する機能					
				を有し、かつ、					
				災害時の聴覚障					
				 害者向け緊急信					
				号を受信するも					
				ので、聴覚障害					
				者が容易に使用					
				し得るもの。					
給	情	人工喉頭	音声言語機能障害を有す	呼気によりゴム	4年	5,	0	0	0 円
付	報・意		る障害者等で当該装置の	等の膜を振動さ					
	思疎		使用により発声又は発語	せ、ビニール等					
	通支		が可能となる者	の管を通じて音					
	援用			源を口腔内に導					
	具			き構音化するも					
				の (笛式)					
				顎下部等にあて	5年	7 0	,	1	0 0
				た電動版を駆動					円
				させ、経皮的に					
				音源を口腔内に					
				導き構音化する					
				もの (電動式)					
給	情	視覚障害	視覚障害者	編集、校正機能		1,	0	3	0,
付	報・意	者用ワー		を持ち、日本点			0	0	0 円
	思疎	ドプロセ		字表記法に基づ					
	通支	ッサー		き、入力した文					
	援用	(共同利		章を自動的に点					

# <u>/</u>	具	用)		字変換が可能で				
				点字プリンター				
				との連動により				
				点字文書の作成				
				及び音声化がで				
				きるもの。				
給情	青	点字図書	主に、情報の入手を点字	点字により作成				0 円
付 幸	報・意		によっている視覚障害者	された図書。				
思	思疎							
通	通支							
担	爰用							
Ę	具							
給排	非泄	ストーマ	ストーマ造設、高度の排	障害者等が容易	消化	8, 9	0	0 円
付管	管理	装具(ス	尿・排便障害、脳原性運	に使用し得るも	器系			
支	支援	トーマ用	動機能障害により排尿排	の。	スト			
月	用具	品、洗腸	便の意思表示が困難な者		ーマ			
		用具)	で、これにかかる身体障		装具			
		紙おむつ	害者手帳の認定を受けて		尿路	1 1,	7	0 0
		等(紙お	いる者		系ス			円
		むつ、サ			トー			
		ラシ、ガ			マ装			
		ーゼ)			具			
					紙お	12,	0	0 0
					むつ			円
給排	非泄	収尿器	脊髄損傷等による排尿障	採尿器と蓄尿袋	1年	8, 5	0	0 円
付管	管理		害により、収尿器を必要	で構成されてお				
支	支援		とする者	り、尿の逆流防				
 	用具			止装置がついて				
				いるもの。				

給	居宅	住宅改修	下肢、	体幹板	幾能障	賃害又は	障害者	等の移動	原則	2	0 0),	0 0
付	生活	費	乳幼児	期以前	前の非	進行性	等を円	滑にする	1 回				0 円
	動作		の脳病	変に。	よる運	動機能	用具で	設置に小					
	補助		障害(移動植	幾能障	11害に限	規模な	住宅改修					
	用具		る。)	を有っ	する者	であっ	を伴う	もの。					
			て障害	等級:	3 級以	上の者	(ア)	手すり					
			(ただ	し、4	 侍殊便	器への	の取	り付け					
			取替え	をする	る場合	は上肢	(1)	段差の					
			障害 2	級以_	上の者	一) で原	解消						
			則とし	て学齢	齢児以	上の者	(ウ)	滑り防					
			又は、	難病原	患者等	であっ	止及	び移動の					
			て、下	肢又に	は体幹	機能に	円滑	化等のた					
			障害の	あるネ	者		めの	床又は通					
							路面	の材料の					
							変更						
							(エ)	引き戸					
							等へ	の扉の取					
							替え						
							(オ)	洋式便					
							器等	への便器					
							の取	替え					
							(カ)	その他、					
							住宅	改修に付					
							帯し	て必要と					
							なる	住宅改修					
給	在宅	排痰補助	身体障	害者	手帳の	<u></u>)交付を	肺等に	貯留した	7年	8	2 4	Į,	0 0
付	療養	装置	受けて	いる重	重度障	害児者	分泌物	を効果的					0 円
	等支		であっ	て、神	#経筋	疾患(筋	に排出	できるも					
	援用		ジスト	ロフ	ィー、	筋萎縮	の。						
	具		性側策	硬化组	定等)	のため、							

			_ 常時又は随時排痰を行う						
			必要がある者						
給	在宅	動脈血中	身体障害者手帳の交付を	呼吸状態を継続	5 年	1	5	7.	5 0
				的にモニタリン	,			,	0 円
			の装着が必要な者又は、						
			 難病患者等であって、人						
			工呼吸器の装着が必要な						
		ーター)	者	容易に使用し得					
				るもの。					
給	情	人工内耳	───── 聴覚障害者であって、現	障害者等が容易	5年	2	0	Ο,	0 0
付	報・意	用スピー	 に人工内耳を装用してい	に使用し得るも					0 円
	思疎	チプロセ	 る者	O _o					
	通支	ッサ							
	援用								
	具								
給	情	人工内耳	聴覚障害者であって、現	障害者等が容易		2	,	8 0	0 円
付	報・意	用電池	に人工内耳を装用してい	に使用し得るも				(月	(額)
	思疎		る者	O					
	通支								
	援用								
	具								
給	自立	食事支援	次の①から③の要件をす	障害者等が容易	5年	4	2	9,	1 0
付	生活	ロボット	べて満たすもの。	に使用し得るも					0 円
	支援		①上肢機能障害1級かつ	の					
	用具		下肢機能障害1級の者						
			②用具の操作が理解・習						
			得できるもの。						
			③医学的意見書により必						
			要と認められるもの。						

給	在宅	地デジ対	- 視覚障害 2 級以上の者	テレビ音声及び	6 年	29,	0 0 0
付	療養	応ラジオ		AM/FM放送を受			円
	等支			信する機能を有			
	援用			し、かつ、災害			
	具			時の緊急放送を			
				受信するもので			
				あり視覚障害者			
				が容易に使用し			
				得るもの			
給	在宅	視覚障害	視覚障害2級以上の者で	視覚障害者が容	5年	15,	0 0 0
付	療養	者用音声	あって常時血圧管理が必	易に使用し得る			円
	等支	血圧計	要だと認められる者(医	もの			
	援用		師の意見書が必要)				
	具						

別表第2 (第4条関係)

給付の種目	添付書類
住宅改修費	申請者の収入額が分かるもの
	(年金証書、振込通知書、手当の証書の写し等)
	生活保護世帯にあっては福祉事務所の証明書等
	工事図面
	工事見積書の写し
	工事着工前の改修部分の写真
	難病患者等にあっては診断書 (様式第4号)
点字図書	点字図書発行証明書
上記以外	申請者の収入額が分かるもの
	(年金証書、振込通知書、手当の証書の写し等)
	生活保護世帯にあっては福祉事務所の証明書等
	用具の見積書
	医師の意見書※
	用具の性能が分かるパンフレット、説明書等

※「特殊便器」、「ネブライザー(吸入器)」、「電気式たん吸引器」、「ストーマ装具(紙おむつに限る。)」、「食事支援ロボット」の申請にあっては、当該用具の給付対象者が、障害の程度のみでは給付の可否を判断できないときは、医師の意見書の添付を要する場合がある。

障害者等日常生活用具給付申請書

									申請日		年	月	日	
F	甲賀市		业事 務	所長	あ て									
E	日常生	生活月	刊具糸	计等	その決定のた	申請をしまめ、私の世れを承諾しま	帯の住	E民登録	(申請者) 住 所 氏 名 対象者と 電 話			いて、	各関係	系
	住			所										
対象者	フ氏	IJ	ガ	ナ 名						性	別	男	· 女	
者	生	年	月	日		年	月	日	電 話					_
					手帳番号	第		号	交付年月日		年	月	F	1
É,	身体障害者手帳		. HE	障害種別				I	障害	等級		剎	及	
	74× 1ª	百年	14 寸	- 収	障害名									
,==	_			TE	手帳番号	第		号	交付年月日		年	月	F	1
療	F	Ĩ	手	帳	障害程度									
給付活	寸を 月		る日常 具	常生 名					希望する型 式 規 模 等					
給作	寸時	に希見	望する	る事										
希	望	名		称										
す	S	所	在	地										
業者		電		話					FAX					
該	当す	る月	斤得▷	区分	生活保護	• 低所得	·1 ·	低所	得2 · 一般	•	一定所	f得以_	<u> </u>	
該当する所得区分 生活保護 ・ 低所得1 ・ 低所得2 ・ 一般 ・ 一定所得 □ 下記のいずれにも当てはまるため、住民票に記載された世帯申請者のみ又は申請者及び配偶者のみの世帯とすることを申記 1 税制上、同一世帯に属する親、兄弟、子ども等が障害者等を対象としない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子ど養者となっていない。									語し、 を扶養	ます。 控除の	D			
			の移行 する記		□ 生活傷	R護への移行	予防	(定率負	担減免措置)を	希望し	<i>、</i> ます。	_		

住宅改修費給付申請書

									申記	清日		年	月	日
	甲賀市		止事務	所長	あ て									
1	住宅	收修輩	費給付	の決	を費の給付の で定のため、 つることを承	私の世帯の	の住民	登録資料		(申請者) 住 所 氏 名 対象者と 電 話 務資料その 象者氏名			、各関	① —— —— —— —— —— —— —— ———————————————
	住			所										
対象者	1 '	IJ	ガ	ナ名							性	別	男	· 女
	生	年	月	目		年	月	日	電	話				
	_				手帳番号	第	î	号	交亻	寸年月日		年	月	日
身	体质	音音	者 手	帳	障害種別						障害	等級		級
					障害名									
		-	_	.te	手帳番号	第		号	交	付年月日		年	月	日
療	Ē	Ĩ	手	帳	障害程度									
改	修	工 戛	事 内	容		の取付け 取替え		差解消 の他(3	床材変更	4 扉	の取権		
改	修を	希望~	する耳	里由										
住	ま	V 0	り状	況	1 持家 2 借家	借家の場 貸 主 諾		*	つ承	諾を得るか	<u> </u>	年	月	日)
希	望	名		称	111.7									,
す	る	所	在	地										
業	者名	電		話					F	A X				
該	当す	る所	行得▷	(分	生活保護	低所	得1	低所	得2	• 一般	•	一定的	F得以_	<u>Ŀ</u>
□ 下記のいずれにも当てはまるため、住民票に記載された世帯ではなく申請者のみ又は申請者及び配偶者のみの世帯とすることを申請します。 □ 税制上、同一世帯に属する親、兄弟、子ども等が障害者等を扶養控除の対象としない。 □ 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子ども等の被養者となっていない。								ます。 控除の						
_		生活保護への移行予 防措置に関する認定 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。							担減	免措置) を	希望し	ます。	_	

様式第3号(第5条関係)

障害者等日常生活用具給付調査書

申言	青年	月	日			1	4-11	14 4 1 1 1 1 1 1	L1H7	177/1		請者						
	住		所								<u> </u>							
対象者	フリ																	
者	氏 生年		名 日								性	三別		<u> </u>	電話			
		- /1	Н									- <i> </i>			电品 总状沥	1		
				氏	2	名	<u></u>		年	齢	ع	· 0	罪稅	包区分	市	民	税	備考
											続	柄	FFK 179		所	得	割	
世帯																		
ff 員																		
貝の																		
状																		
況					氏		名		ılΔ .	入(円	7	障害	 年金	手当	<u> </u> 等そ	の		十(円)
	非課	=	· 0	\ +	易合	_	4		40.	八门	_	等 (円)	他収	入(P])	Д Ē	T(F)
	税世	19		本人														
	.带				場 合 答者)													
世春	- ド区	分	1	生	活保記	蒦	2	低所得1	3	低月	行得	2 4	—-舟	元 5	5 <u> </u>	定所	行得以	以上_
基	準	額						円		利用	君	負担額	Ą		公宝	費負	担額	Į
見	積	額						円										
利用上	者負 限	担額						円					円					円
Ŀ	:記の	とま	るり	確認	忍しま	して	F_0											
			年		月	ı	\exists											
												調査	者					(1)
												_						

様式第4号(第5条関係)

診 断 書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

性 別 男 ・ 女

疾患名

症 状(日常生活用具を必要とする身体の状況等)

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。 (当面、住宅での療養が可能であると判断できるか。)

以上のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名 医療機関所在地

担当医師

第 号 年 月 日

様

甲賀市福祉事務所長

印

障害者等日常生活用具給付決定通知書

先に申請のあったことについて、下記のとおり決定したので通知します。

給	付 番 号	第 号	給 付 日 付
	氏 名		保護者氏名
本	生年月日		続柄
人	者児区分		所 得 区 分
	住 所		

給付品目	基準額	見積額	自己負担額	公費負担額
総額				

	見	積	額	自己負担額	公費負担額
			円		
月額負担	旦上限額			円	円
			円		

業者名	
注意事項	

第号年月日

様

甲賀市福祉事務所長

印

住宅改修費給付決定通知書

先に申請のあったことについて、下記のとおり決定したので通知します。

給	付 番 号	第 号	給 付 日 付
	氏 名		保護者氏名
本	生年月日		続柄
人	者児区分		所 得 区 分
	住 所		

住宅改修内容・給付品目	基準額	見積額	自己負担額	公費負担額
総額				

	見	積	額	自己負担額	公費負担額
			円		
月額負担	旦上限額			円	円
			円		

業者名		
注意事項		

様式第7号(第5条関係)

障害者等日常生活用具(住宅改修費)給付却下決定通知書

第号年月日

様

甲賀市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具給付については、下記の理由により却下となりましたので通知します。

記

却下理由

様式第8号(第5条関係)

				S ā	章害者等	日常	的生活	用具給付	券				
給	付 番	号	第	j	号		ř	給付日	计		年	月	日
	氏	名					1	呆護者氏。	名				
本	生年.	月日					á	売 村	丙				
人	者児	区分					Ī	所得区2	分				
	住	所											
	給化	寸品目	I	基	準額		見	. 積額		定に。 己負		公費負	負担額
						_							
						_							
								to I washed					
			見札	責額			目己1	負担額	<u> </u>		公貨	負担額	円
		売 点:	和 1.7日 <i>城</i>	ŀ	<u>円</u>			Г	1				
	Э	領貝	担上限額	r	 円								
				Г	7								
業者	名							電	話番	号			
上	:記のと		決定する	0									
		年	月	日		F	丑恕言	 方福祉事務	: 記 臣	i.			印
							下貝「	1					HI
			者が業者 ミする期					業者の 請 求 其					
	納入	日 作	ţ	年	月	日		受領日	付		年	月	日
納							受領	受領者氏	名				1
	納入訓	出来人					归	続	柄				
入	がわりくう	た 日 イ	1				確	確認日	付				
							認	確認者氏	名				▣
備考													

様式第9号(第5条関係)

							住宅	改	修費	給付券						
給	付	番	号	第			号		ž	給付日付	t		年	Ξ.	月	日
	氏		名						1	呆護者氏名	3					
本	生生	丰月	日						ń	続 村	丙					
人	者」	見区	5分						Ī	所得区 タ	子					
	住		所													
住宅	改修	约	容・	給付品目		基注	準額		J	見積額		定に己負			公費負	負担額
														+		
				 見利	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -				白己1	負担額			分	 ·	負担額	
				701)	411 54	円				F]			H 2	Z121X	円
		月額	 須負	旦上限額		-										
						円										
業者	名									電	話番	等号				
<u> </u>	:記の	と	おり	決定する	0											
			年	月	日			ı	甲賀市	卢福祉事務	所長	ξ				印
<u></u> Ξ σ.)券(5	受給	者が業者	12					業者の	支 抄	2				
有多				する期						請求期		₹ L				
	納	入	日 仁	†	年	<i></i>]	日	受	受領日	-		年	Ξ	月	日
納									領	受領者氏						
入	 納フ	人業	者名								柄					
									確認	確認日						
									印心	確認者氏	名					1
備考																

様式第10号(第14条関係)

障害者等日常生活用具給付台帳

申請受日	ケース番 号	氏名	居住地	手帳番号	決定月日	給付番号	給付品目	業者名	見積額	利負	用担	者額	公負	担	費額

点字図書給付台帳

氏	名			
住	所			
電 話 番	号			
障害名・等				
		1		1

年月日	給付図書	巻数	出版施設	価格	自己負担額	公費負担額

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第5条関係)

様式第7号(第5条関係)

様式第8号(第5条関係)

様式第9号(第5条関係)

様式第10号(第14条関係)

様式第11号(第14条関係)